

最高裁秘書第4364号

平成30年10月31日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

6月29日付け（7月2日受付、最高裁秘書第2769号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

申入れ書（2018年6月27日付け）（片面で3枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすると法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（団体名、代表者名等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

2018年6月27日

申入れ書

最高裁判所長官 殿

申入人代表 [REDACTED]

〒 [REDACTED]

電 話 [REDACTED]

ファクス [REDACTED]

最高裁判所に対して、新65期から70期の司法修習生であった者に貸与した修習資金の返還請求を撤回するように求めます。

なお、その理由は以下のとおりです。



1 最高裁判所は、本年1月、新65期司法修習生であった者に対して「年賦金等通知書」を送付し、年賦金の返還請求に着手しました。

日本国憲法のもと、1947年から開始された司法修習制度において、「修習給費制」は60年以上にわたって維持されてきましたが、新65期から70期の司法修習生であった者（以下「貸与世代」といいます。）だけは給費を一切受けられず、修習期間中の生活の維持のために貸与を受けるかどうかの選択を迫られました。結果、約8割（新65期司法修習生の場合）が「修習資金の貸与」を受けることを余儀なくされました。2017年に裁判所法が改定され、71期司法修習生からは給付額は低額であるものの「修習給付金」が支給されることになりましたが、約1万人にのぼる貸与世代に対しては何ら救済措置がとられませんでした。

貸与世代のうちには法科大学院を始めとする学生時代の奨学金を抱える者も多く、法曹としてスタートを切った時点で1000万円にのぼる債務を負っているというケースもあります。また、弁護士激増政策の下で、弁護士の間では

収入格差が広がり、貸与世代の弁護士は経済的な不安を抱えていて、貸与金債務は彼らにとって大きな桎梏となっています。

2 法曹三者は「裁判を受ける権利」の実現を担い、国はその法曹を養成する責務を負います。だからこそ、国は、戦後一貫して、司法修習生に対して修習期間中の生活を維持するための資金を支給してきたのです。

しかし、「司法改革」の中で、「弁護士人口を増やせば修習に係る国庫負担が大きすぎる」ということを口実に給費制が廃止されました。これは弁護士全体に対する攻撃の一環でした。貸与世代も前後の世代と同様に司法制度を支えていることからすれば、貸与世代だけが支給を受けることができないことを正当化する理由はなく、給費制不支給によって生じた状態を放置することは著しく公平を害します。

3 新65期に対する貸与金返還請求の開始を座視できないという思いで、802名の会員が、本年5月25日に開催された日本弁護士連合会の定期総会において、「最高裁に対し修習貸与金返還請求の撤回を求める」という決議案を発議しました。

総会では、貸与世代の会員から自身のおかれている状況につき発言があり、1624の賛成票（うち8票は弁護士会）を得ました。また、最高裁に対して、明確に意思表示を行わない執行部に対して批判の声があがりました。

当会の呼びかけに対しては、貸与世代の会員から、「法曹を半強制的に借金漬けにするのはありえない暴挙だ」、「具体的方策として貸与金請求の撤回が必要です」、「ありえない現状は打破されるべき」、「こういう対応がされているからこそ法曹の担い手がどんどん減っているのではないか」、「アルバイトであっても研修期間にアルバイト代が支払われる。修習はアルバイト以下なのか」、「私たちは借りたくて借りたわけではなく借りざるを得なかった世代です。私たちの世代だけに『貸与金』という名目の借りさせた金銭の返還をさせるのはやめてください」などという切実な怒りの声が続々と寄せられています。

また、25以上の単位弁護士会において、「貸与世代に対する不平等是正措置をとり、とりあえず貸与金返還について一律に返還期限を猶予する措置をとる

ように求める」旨の会長声明が発出されており、弁護士の多くが貸与金返還請求手続の停止を求めています。

4 裁判所法上、貸与金の返還請求は最高裁の専権とされており、最高裁が返還を求めないと決すれば、貸与を受けた修習生は貸与金から解放されます。

前述のとおり、貸与世代にのみ修習期間に給費が行われなかつたことは明らかに不平等・不公平であり、国はこれを是正するための措置を講ずるべきです。私たちは、最高裁に対して、この是正措置の前提として、修習資金の返還請求を撤回することを求めます。

2018年6月25日集会出席者一同